

津軽広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表 (平成22年度)

(津軽事業部)

○水道用水供給事業

1 職員の任免及び職員数に関する状況	1 ~ 2
2 職員の給与の状況	2 ~ 6
3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	6
4 職員の分限及び懲戒処分の状況	7
5 職員のサービスの状況	7
6 職員の研修の状況	7

(西北事業部)

○水道事業

1 職員の任免及び職員数に関する状況	8
2 職員の給与の状況	9 ~ 13
3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	13 ~ 14
4 職員の分限及び懲戒処分の状況	14
5 職員のサービスの状況	14
6 職員の研修の状況	14

津軽広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表

(津軽事業部)

津軽広域水道企業団職員の給与、勤務条件などの人事行政の運営等の状況について、公表いたします。

この公表は、人事行政の運営等の公平性と透明性を高めることを目的として、地方公務員法第58条の2及び、津軽広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第2条の規定により実施するものです。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

津軽広域水道企業団津軽事業部の職員は、青森県、弘前市、黒石市からの派遣職員と企業団で採用されたプロパー職員で構成しています。

(1) 職員（プロパー職員）の採用の状況（平成22年度）

新規採用はありません。

(2) 職位別任用の状況

平成23年3月31日現在、課長補佐相当以上の職の総数は12人となっています。

(3) 職員の退職の状況（平成22年度）

退職者はありませんでした。

(4) 級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

事務・技師等（一般職(1)）

級	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
8級	局長、部長	1	3.8
7級	部長、課長	0	0.0
6級	課長	2	7.7
5級	総括主幹、主幹	6	23.2
4級	総括主幹、主幹、総括主査	7	26.9
3級	総括主査、主査、主事	7	26.9
2級	主事・技師	1	3.8
1級	主事・技師	2	7.7
計		26	0

(5) 職員構成

区分	平成22年度(人)	平成23年度(人)
青森県派遣	1	0
弘前市派遣	7	7
黒石市派遣	1	1
プロパー職員	18	18
合計	27	26

2 職員の給与の状況

(1) 水道用水供給事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
22年度	1,575,281	440,741	219,418	13.93	14.37

(注) 「職員給与費」には、資本勘定支弁職員分を含みます。

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
22年度	27	124,499	17,429	44,031	185,959	6,887

(注) 1 職員手当には、退職給与金を含みません。

(注) 2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数です。

②企業職給料表の状況(平成23年4月1日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号級の 給料月額	135,600円	185,800円	222,900円	261,900円	289,200円	320,600円	366,200円	413,000円
最高号級の 給料月額	243,700円	309,200円	356,400円	390,100円	402,500円	424,600円	458,400円	480,500円

②職員の基本給、平均月額及び平均年齢の状況(平成23年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月額
津軽事業部	47.6歳	384,257円	573,949円

(注) 平均月額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③職員の初任給等の状況（平成23年4月1日現在）

区分	事務・技師等 （一般職（1））
高校卒	140,100 円
大学卒	172,200 円

④職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

津軽広域水道企業団津軽事業部	国
1人当たりの平均支給額（22年度） 1,631 千円	—
（平成22年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分	（平成22年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の等級等による加算措置 ・役職加算（5～20%） ・管理職加算（10%）※	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の等級等による加算措置 ・役職加算（5～20%） ・管理職加算（10～25%）

※管理職加算は青森県派遣職員に適用

イ 退職手当（平成23年4月1日現在）

津軽広域水道企業団津軽事業部	国
計算式 基本額＋調整額 基本額 退職日の基本給月額 × 退職理由別・勤続年数別支給率 （支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続30年 41.50 月分 50.70 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） （退職時特別昇給 なし） 調整額 在職中の職責等による貢献度に基づく加算 （0～45,850）円 × 60ヶ月 1人当たりの平均支給額 自己都合 0 千円 勸奨・定年 0 千円	計算式 基本額＋調整額 基本額 退職日の基本給月額 × 退職理由別・勤続年数別支給率 （支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続30年 41.50 月分 50.70 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） （退職時特別昇給 なし） 調整額 在職中の職責等による貢献度に基づく加算 （0～79,200）円 × 60ヶ月

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成23年4月1日現在）
なし（地域手当の制度を導入していません。）

エ 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

平成18年度に見直しを行い、6種類あった手当を平成19年4月から3種類に再編整理しました。

区 分	全 職 種
支給実績（22年度決算）	147 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	9,829 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（22年度）	55.6 %
手当の種類（手当数）	3 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員の支給単価
危険作業手当	企業団に勤務する職員	①次亜塩素酸ナトリウム、苛性ソーダ又はポリ塩化アルミニウムを取り扱う業務 ②毒物、劇物又はこれらの化合物を使用した水質検査の業務 ③電気設備盤内の作業 ④沈殿池、フロック形成池の清掃業務 ⑤浄水池内、薬品貯槽内、管路弁室内又は高所での作業	310円／回
用地交渉手当	企業団に勤務する職員	用地買収、用地の移転補償及び代替地の斡旋に関する交渉事務のうち企業長の認めた外勤事務に従事したとき	650円／日
緊急出動手当	企業団に勤務する職員	正規の勤務時間以外の時間又は休日に緊急を要する自然災害、突発事故等の対応に従事したとき	1,500円／回

オ 時間外勤務手当

支給実績（22年度決算）	7,967 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	346,377 円
支給実績（21年度決算）	5,416 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	235,497 円

カ その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政 職の制度 と異なる 内容	支給実績 (22年度決 算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (22年度決算)		
扶養手当	扶養親族のある職員に支給		同じ	5,273千円	219,706円		
	配偶者					13,000円	
	配偶者 以外	1人目				配偶者無	11,000円
						配偶者有	6,500円
		2人目以降				6,500円	
満15歳に達する日後の最初の 4月1日から満22歳に達する 日以後の最初の3月31日ま でにある子に加算となる額 1人につき		5,000円					
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、一定額 (12,000円)を超える家賃を支払っている職員に 支給		同じ	1,454千円	242,333円		
	借家・借間 最高支給限度額					27,000円	
通勤手当	通勤のため自動車や電車などを利用している職 員に支給		同じ	2,459千円	91,063円		
	交通機関利用者 実費、最高限度額					55,000円	
	自動車等利 用者	片道2km以上				2,000円	
片道60km以上		35,000円					
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員について、その 職務の特殊性に基づき支給		同じ	3,128千円	782,107円		
	局長級					82,200円	
	部長級（上限額）					75,200円	
課長級（上限額）		57,500円					
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日におい て在職する職員に対して支給		同じ	2,274千円	84,223円		
	過措置適用職	世 帯 主				扶養親族3人以上	17,800円
						扶養親族1~2人	17,800円
						扶養親族なし	10,200円
	その他の職員					7,360円	
	経過措置 が適用 されない 職員	世 帯 主				扶養親族あり	17,800円
扶養親族なし			10,200円				
その他の職員			7,360円				
単身赴任手当	公署異動に伴ない、単身生活することを常況とする 職員 23,000円+加算額(距離数による)		同じ	0千円	0円		

キ 特別職の報酬等の状況（平成23年4月1日現在）

区分	給与の額
企業長	0円
副企業長	0円
議長	0円
副議長	0円
議員	0円
監査委員	0円

⑤定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

ア 職員数の推移

部門別 \ 年度	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
公営企業会計(人)	28	28	28	28	27	26	△2 (△7.1%)
総合計(人)	28	28	28	28	27	26	△2 (△7.1%)

(注) 職員数は、各年4月1日現在の人数です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

始業時刻	8:30
休憩時間	12:00~12:45
終業時刻	17:15
1日の勤務時間	8時間
1週間の勤務時間	40時間

(2) 職員の休暇制度

休暇の種類	休暇日数等
年次有給休暇	1年につき20日付与 ※残った休暇は20日を限度として翌年に繰越可能
療養休暇	公務による負傷又は疾病のため療養する場合 必要最小限度の期間
病気休暇	公務によらない負傷又は疾病のため療養する場合 連続する90日(例外あり)以内の必要最小限度の期間
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由による場合
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等を介護する場合 連続する6月の範囲内の期間
組合休暇	職員団体の業務に構成員として従事する場合 1年につき30日

(3) 年次有給休暇の状況

区分	平均付与日数	平均取得日数
22年	39.6日	13.2日

(4) 育児休業の取得状況

平成22年度はありませんでした。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

平成22年度は、分限処分者はありませんでした。

(2) 懲戒処分者数

平成22年度は、懲戒処分者は減給処分1名でした。

5 職員のサービスの状況

職員は、法令、条例、管理規程その他の規程及び上司の職務上の命令を遵守するとともに、自己の職責を重んじて、職務に精励し、執務にあたっては、適確迅速に行わなければならないと定められています。職務を遂行する上で職員が守るべき義務に違反する職員はいませんでした。

6 職員の研修の状況（22年度）

(1) 一般研修

市町村課長研修 1名

東北六県管理者研修 1名

(2) 特別研修

受講希望者なし

(3) 自己啓発研修

受講希望者なし

(4) 専門別研修

主催団体	研修名	人数
日本水道協会	水道技術者専門別研修会	1
日本水道協会東北支部	水道技術者ブロック別研修会	1
	技術講習会	1
	事務講習会	1
	経営研究会	1
日本経営協会	NOMA行政管理講座「公営企業会計入門」	1
	NOMA行政管理講座「新任担当者のための技術検査の進め方」	1
市町村アカデミー	専門実務研修「水道事業の経営管理」	1
厚生労働省	水道技術管理者研修会	1
	水道水質検査精度管理研修会	1

(5) 職員研修会

平成22年度は、職員研修会はありませんでした。

(西北事業部)

津軽広域水道企業団職員の給与、勤務条件などの人事行政の運営等の状況について、公表いたします。

この公表は、人事行政の運営等の公平性と透明性を高めることを目的として、地方公務員法第58条の2及び、津軽広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第2条の規定により実施するものです。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

津軽広域水道企業団西北事業部の職員は、つがる市、五所川原市からの派遣職員と企業団で採用されたプロパー職員で構成されております。

(1) 職員の採用の状況（平成22年度）

新採用はありません。

(2) 職位別任用の状況

平成23年3月31日現在、課長補佐相当以上の職の状況は13人でした。

(3) 職員退職の状況（平成22年度）

退職者はありません。

(4) 級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

◆事務職（企業職）

級	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
7級	部長	1	3.2
6級	次長・参事	0	0.0
5級	課長、副参事	14	45.2
4級	課長補佐、総括主幹	2	6.4
3級	係長、主幹	6	19.4
2級	主査	3	9.7
1級	主事	5	16.1
計		31	100.0

(5) 職員構成

区分	平成22年度(人)	平成23年度(人)
青森県派遣	1	0
つがる市派遣	13	13
五所川原市派遣	1	1
プロパー職員	16	17
合計	31	31

2 職員の給与の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与比率 B/A	(参考) 21年度の総費用 占める職員給与比
22年度	千円 773,132	千円 90,172	千円 238,951	% 30.91	% 32.31

(注) 「職員給与費」には、資本勘定支弁職員分を含みます。

区 分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり 給与費(B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
22年度	人 31	千円 122,322	千円 14,556	千円 45,678	千円 182,556	千円 5,889

(注) 1 職員手当には、退職給与金を含まない。

(注) 2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

特記事項：職員給与は、プロパー職員・つがる市派遣職員はつがる市に、五所川原市からの派遣職員はそれぞれ派遣元に応じて減額しています。

② 企業職給料表の状況（平成23年4月1日現在）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の 給料月額	135,600円	185,800円	222,900円	261,900円	289,200円	320,600円
最高号給の 給料月額	243,700円	309,200円	356,400円	390,100円	402,500円	424,600円

③ 職員の基本給、平均月収及び平均年齢の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基 本 給	平均月収額
西北事業部	43.7歳	338,364円	502,625円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

④ 職員の初任給等の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	事務・技術職（企業職）
高 校 卒	140,100
大 学 卒	172,200

⑤ 職員の手当の状況

ア 期末・勤勉手当

津軽広域水道企業団西北事業部	国
1人当たりの平均支給額(22年度) 1,473千円	—
(平成22年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.39月分	(平成22年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.6月分 1.35月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級等による加算措置 ・役職加算(5~15%)・管理職加算(—)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級等による加算措置 ・役職加算(5~20%)・管理職加算(10~25%)

イ 退職手当(平成23年4月1日現在)

津軽広域水道企業団西北事業部	国
計算式 基本額+調整額 基本額 退職日の基本給月額× 退職理由別・勤続年数別支給率 (支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.50月分 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続30年 41.50月分 50.70月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算率 定年前早期退職特例措置(2~20%加算) (退職時特別昇給なし) 調整額 在職中の職責等による貢献度に基づく加算 (0~45,850)円×60ヶ月 1人あたりの平均支給額 自己都合 勸奨・定年 0千円 0千円	計算式 基本額+調整額 基本額 退職日の基本給月額× 退職理由別・勤続年数別支給率 (支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.50月分 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続30年 41.50月分 50.70月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算率 定年前早期退職特例措置(2~20%加算) (退職時特別昇給なし) 調整額 在職中の職責等による貢献度に基づく加算 (0~79,200)円×60ヶ月

注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(平成23年4月1日現在)

なし(地域手当の制度は導入していません。)

エ 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

平成20年度に見直しを行い、4種類あった手当を平成21年4月から6種類に再編整理しました。

区 分	全 職 種
支給実績(平成22年度決算)	307千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	15,372円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度決算)	64.5%
手当の種類(手当数)	6種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員の支給単価
用地交渉手当	企業団に勤務する職員	用地買収、用地の移転補償及び代替地の斡旋に関する交渉事務のうち企業長が認めた外勤事務に従事した職員	1日 650円
水道技術管理者手当	企業団に勤務する職員	水道技術管理者の勤務を命じられた職員。	月額 3,000円
危険作業手当	企業団に勤務する職員	(1)次亜塩素酸ナトリウム、苛性ソーダ、ポリ塩化アルミニウム、ソーダ灰又は粉末活性炭(クレーン操作を伴うものに限る)を取り扱う業務。ただし、ポンプ又はバルブ操作等で補充する作業を除く。 (2)河川、水路等に入って行う取水施設の排泥、ごみ撤去作業 (3)沈でん池、フロック形成池又は配水池の池内清掃作業	業務又は作業区分ごと 1日 310円
緊急出動手当	企業団に勤務する職員	正規の勤務時間以外の時間又は休日若しくは年末年始の休日に、緊急を要する自然災害、突発事故等の対応の業務に従事した職員	1回 1,500円
停水処分手当	企業団に勤務する職員	停水処分の業務のために外勤する職員	1日 350円
滞納整理手当	企業団に勤務する職員	料金滞納者の徴収業務のために外勤する職員	1日 180円

オ 時間外勤務

支給実績	(平成22年度決算)	3,618千円
支給職員1人当たり平均支給年額	(平成22年度決算)	172,283円
支給実績	(平成21年度決算)	2,665千円
支給職員1人当たり平均支給年額	(平成21年度決算)	148,077円

カ その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給額 (22年度決算)			
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	同		4,319千円	205,690円			
	配偶者					月額 13,000円		
	配偶者 目					配偶者なし	月額 11,000円	
						有扶養非該当	月額 6,500円	
						有扶養該当	月額 6,500円	
	以					2人目	月額 6,500円	
	外					3人目以上	月額 6,500円	
満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までに ある子に加算となる額1人につき月額5,000円								
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、一定額以上(12,000円)を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住する世帯主である職員に支給	同		558千円	279,000円			
	借家・借間最高支給限度額					月額 27,000円		
通勤手当	通勤のため自動車や電車等を利用している職員に支給	同		1,828千円	63,021円			
	交通機関利用者					月額 55,000円		
	自動車等 利用					片道2km以上	月額 2,000円	
	片道60km以上	月額 35,000円						
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員について、その職務の特性に基づき支給	異		1,697千円	282,800円			
	部長級					月額 25,000円		
	課長級					課長	月額 15,000円	
副参事		月額 10,000円						
管理職特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等において勤務する場合に支給	同		36千円	6,000円			
	勤務1回					4,000円		
	勤務1回(勤務6時間以上)					6,000円		
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において在職する職員に対して支給	同		2,280千円	73,535円			
	経過措置 適用職員					世帯主	扶養親族 3人以上	月額 17,800円
							扶養親族 1~2人	月額 17,800円
						世帯主	扶養親族 なし	月額 10,200円

		その他の職員	月額 7,360円				
	経過措置 が適用さ れない職 員	世 帯 主	扶養親族 あり	月額 17,800円			
			扶養親族 なし	月額 10,200円			
			その他の職員	月額 7,360円			
単身赴任手当		公署異動に伴い単身生活することを常況とする職員 月額 23,000円+加算額			同		0千円

⑥ 職員数の状況

ア 職員数の推移（平成23年4月1日現在）

年度 部門別	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の 増減数(率)
公営企業等会計	32	32	32	32	31	31	△1(△3.1%)
総合計	32	32	32	32	31	31	△1(△3.1%)

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（平成23年4月1日現在）

(1) 職員の勤務時間

始業開始	8:30
休憩時間	12:00~13:00
終業時刻	17:15
1日の勤務時間	7時間45分(月曜日から金曜日まで)
1週間の勤務時間	38時間45分(土・日曜日は週休日)

(2) 職員の休暇制度

休暇の種類	休暇日数等
年次有給休暇	1年につき20日を限度として付与。残った休暇は20日を限度として翌年に繰越できる。
療養休暇	公務による負傷又は疾病のため療養する場合で、必要最小限度の期間
病気休暇	公務によらない負傷又は疾病のため療養する場合で、連続90日(例外あり)以内の必要最小限度の期間
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他特別の事由による場合で、必要最小限度の期間
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等を介護する場合で、連続する6月の範囲内の期間
組合休暇	労働組合等の業務に構成員として従事する場合で、1年につき30日

(3) 年次有給休暇の状況（H22.1.1~H22.12.31）

区分	平均付与日数	平均取得日数
平成22年	38.2日	12.5日

(4) 育児休業の取得状況 (H22. 4. 1~H23. 3. 31)

平成22年度はありませんでした。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況 (平成23年3月31日現在)

(1) 分限処分者数

平成22年度は、分限処分者はありませんでした。

(2) 懲戒処分者数

平成22年度は、懲戒処分者はありませんでした。

5 職員のサービスの状況 (平成23年3月31日現在)

職員は、法令、条例、管理規程その他の規定及び上司の職務上の命令を遵守するとともに、自己の職責を重んじて、職務に精励し、執務にあたっては、的確迅速に行われなければならないと定められています。職務を遂行する上で、職員が守るべき義務に違反する職員はいませんでした。

6 職員の研修の状況 (平成23年3月31日現在)

(1) 一般研修

受講希望者なし

(2) 特別研修

受講希望者なし

(3) 自己啓発研修

受講希望者なし

(4) 専門別研修

主催団体	研修名	人数
日本水道協会青森県支部	平成22年度水道事務講習会	1
(株) 浜銀総合研究所	公営企業会計制度改正に関する研修会	1

(5) 職員研修会

平成22年度は、職員研修会はありませんでした。